

職員の内用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

職員の内用に関する規則の一部を改正する規則

職員の内用に関する規則（規則四九）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「第二十八条の二第四項」を「第二十八条の六第四項」に改め、「再任用（法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）の場合を除き」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に係る経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の第五十六条の規定の適用については、同条中「採用は」とあるのは、「採用は、暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用することを含む。）の場合を除き」とする。